



2018年5月18日

各位

上場会社名 株式会社 ニコン  
代表者 代表取締役 兼 社長執行役員 牛田 一雄  
(コード番号 7731 東証第一部)  
問合せ先 財務・経理本部 財務企画部長 小関 智昭  
(TEL 03-6433-3626)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2018年5月18日開催の取締役会において、2018年6月28日開催予定の第154期定時株主総会に、定款一部変更について、下記のとおり付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

当社では、従来からコーポレートガバナンスを経営上の重要な課題と捉えて必要な体制の強化に努めており、2001年には執行役員制度を導入し、2016年には監査等委員会設置会社へ移行するなど、ニコングループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営のさらなる効率化と透明性の向上、業務執行の監督機能の一層の強化に取り組んでおります。

今般、執行役員の位置付けを明確化するとともに、業務執行の最高責任者である社長について、取締役ではなく、執行役員としての役位であることを明確にするため、執行役員の中から社長を選定する旨の規定を新設し、これに伴い、株主総会の議長及び役付取締役に関する規定を一部変更いたします。

なお、当社では、執行役員の任期は定時株主総会終了後の取締役会より翌年の定時株主総会終結の時までとしておりましたが、事業年度と執行役員の任期を揃えることにより業務の執行責任を明確化するため、2019年3月期より執行役員の任期を毎年4月から翌年3月までの1年間と改めております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2018年6月28日(予定)

定款変更の効力発生日 2018年6月28日(予定)

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1条～第14条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、取締役<u>社長</u>これにあたり、取締役<u>社長</u>欠員又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p> <p>第16条～第18条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第22条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により必要に応じ、監査等委員でない取締役の中から取締役会長及び<u>取締役社長各1名</u>を置くことができる。</p> <p>2. &lt;条文省略&gt;</p> <p>3. &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>第24条～第33条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第1条～第14条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、取締役兼社長執行役員がこれにあたり、取締役兼社長執行役員に欠員又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p> <p>第16条～第18条 &lt;現行通り&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会等</p> <p>第19条～第22条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により必要に応じ、監査等委員でない取締役の中から取締役会長1名を置くことができる。</p> <p>2. &lt;現行通り&gt;</p> <p>3. &lt;現行通り&gt;</p> <p>(執行役員)</p> <p>第24条 <u>執行役員は、取締役会の決議によりこれを選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議により、執行役員の中から社長執行役員を選定するほか、その他の役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>第25条～第34条 &lt;現行通り&gt;</p>

以 上